

令和4年度

第2回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

## 第2回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日（火）午後1時30分～午後2時15分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 9人

会長 10番 石井 克己

委員 1番 小川 治夫

2番 小沢 伊知郎

3番 石橋 弘嗣

4番 石田 まさ子

6番 太田 裕士

7番 板橋 利行

8番 石井 文夫

9番 石井 利和

欠席委員 1人 5番 宇田川 忠好

4. 農地利用最適化推進委員 6人 1番 久保田 章

2番 富田 憲一

3番 岡本 好夫

4番 石井 玄德

5番 大滝 與鷹

6番 平田 秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班（委員）の指名

4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

1件

議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第4号	生産緑地地区変更（指定）に係る意見について	3件
議案第5号	令和4年度第2次農用地利用集積計画の決定について	2件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	15件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	3件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	4件

#### 6. 農業委員会事務局職員

局長	藤城 久保
次長	舘野 裕之
副主幹	吹上 裕三
主査	大山 幹夫
主任	山崎 武敏
主事	土田 啓介

## 6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和4年度第2回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、宇田川委員 から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席6番の委員、議席9番の会長職務代理者をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、大山主査を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。</p> <p>農政関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第4号</p>

<p>事務局長</p>	<p>までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案の1、2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和4年4月21日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は田、面積は105平方メートル外3筆で、合計面積は1,396平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸車両置場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>はい、議長</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席4番の委員。</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」</p> <p>現地調査は、令和4年4月28日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p>

	<p>申請地は、東京外環自動車道市川南インターチェンジ入口の東側、おおむね200メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、高速道路の出入口から300メートル以内にあることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、既設のコンクリートブロック及び新設の鋼板土留を設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>また、敷地内の埋立等を行わず、整地後転圧、砂利敷きにし、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>汚水、雑排水はありません。</p> <p>駐車台数につきましては、普通車10台、大型車20台を予定しているとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	事務局。
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する不動産管理業を営む方です。</p> <p>主に一般貨物自動車運送事業を行う法人からの要望により申請するものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p>

	<p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後15日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、4件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は、4件でございます。</p> <p>議案の3、4ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は令和4年4月18日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は山林で現況は畑、面積は336平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして5、6ページをお願いします。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和4年4月20日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は田、面積は155平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして7、8、9ページをお願いします。</p> <p>(3)と(4)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請受付日はいずれも、令和4年4月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は211平方メートル、外2筆、合計面積は、385.16平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、(3)は建売分譲住宅を目的に所有権の移転をするもので、(4)は雨水排水路を目的に使用貸借権を設定するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>



議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席3番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席3番の委員。
議席3番の委員	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」</p> <p>現地調査は、令和4年4月28日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、柏井公民館の北側おおむね100メートルに位置し、休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地は、隣接地との境界に既設のコンクリートブロックが設置されており、土砂等の流出を防除します。</p> <p>雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。</p> <p>申請地につきましては、普通車10台を駐車する予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>(2)の申請地は、東京外環自動車道市川南インターチェンジ南側100メートルに位置しており、現況は、休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、高速道路の出入り口から300メートル以内にあることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありませんが、申請地の周囲をネットフェンスで囲み、敷地内は整地のみ行います。</p> <p>また、雨水については、前面道路側溝に放流します。汚水・雑排水はあり</p>

	<p>ません。</p> <p>申請地につきましては、2トントラック4台の駐車を予定しております。譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>(3)(4)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請地は、柏井小学校の南東側、おおむね100メートルに位置し、休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、コンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>また、汚水、雑排水については、合併浄化槽にて処理し、東側県道の道路側溝へ放流いたしますが、雨水については、宅地内で一時貯留し、(4)のU字溝を介して南側市道の道路側溝へ放流するものです。</p> <p>(3)の申請地につきましては、建売分譲住宅二棟を建築する予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転及び使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p>

(1)の譲受人は、江戸川区に本店を置き、主に解体工事業を営む法人です。  
申請地の南側の隣接地で事業を行っておりますが、事業の拡大により駐車場が手狭になったことから申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和4年7月1日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。

続きまして(2)の譲受人は、流山市に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。

錠前交換や空き家の遺産整理などの事業も行っており、東京外環道に近い顧客、取引先が多く、利便性が良いことから今回の申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後14日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと

	<p>思われます。</p> <p>続きまして（３）（４）は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>譲受人は、港区に本店を置き、建設業を営む法人です。</p> <p>申請地は、最寄り駅より徒歩１５分以内にあり、地盤が良好で、教育施設にも近く、住環境に適していることから申請に至ったとのこと。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後４カ月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」（１）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、(3)及び(4)は関連しておりますので一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(3)及び(4)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(3)及び(4)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>

議長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和4年4月5日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、宮久保5丁目の農地1筆で、合計面積は382.00平方メートルです。地目は「田」ですが、現況は「樹園地」でございます。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は令和3年9月21日でございます。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席7番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席7番の委員。
議席7番の委員	<p>議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和4年4月27日に第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人と被相続人の長女2名で農業に従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。</p> <p>特例農地の状況ですが、宮久保小学校北側に位置した樹園地1筆、382.</p>

	<p>00平方メートルです。</p> <p>いずれも適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席9番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>議席9番の委員。</p>
議席9番の委員	<p>樹園地とのことですが、ブルーベリーとか梅とかを作っているのでしょうか</p>
議 長	<p>はい、議席7番の委員。</p>
議席7番の委員	<p>梨畑です。</p>
議席9番の委員	<p>梨畑だと面積が小さいのではと思うのですが。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>今回の申請は、一体の梨畑の一部分の申請となっております。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
議席9番の委員	<p>はい。</p>

議長	他にございませんか。
各委員	なし。
議長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第3号「続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、全会一致により証明することと、決定いたします。  次に、議案第4号「生産緑地地区変更（指定）に係る意見について」、3件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局長	はい、議長。
議長	はい、事務局長。
事務局長	議案第4号 「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」 議案の13ページをお願いいたします。 本件は、令和4年4月19日付で、市川市長が指定対象となる「農地等」の認定について、生産緑地法施行規則第1条に基づき農業委員会に意見を求めるものでございます。 以上でございます。
議長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に



	付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席7番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席7番の委員。
議席7番の委員	議案第4号 「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」 調査報告をいたします。 現地調査は、令和4年4月27日に第4班と農地利用最適化推進委員 で行いました。 今回の指定は、3件3筆、862平方メートルです。 3件につきましては、適切に肥培管理されておりましたので、「生産緑地 地区の指定に係る農地」に該当すると判断いたしました。 以上でございます。
議長	第4班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議席9番の委員	はい、議長。
議長	議席9番の委員
議席9番の委員	3番の面積が48平方メートルですが2番と一体なのでしょうか
議長	はい、議席7番の委員。
議席7番の委員	2番、3番は一体のビニールハウスとなっております。
議長	よろしいですか。

議席9番の委員	はい。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第4号「生産緑地地区変更（指定）に係る意見について」、1番、2番及び3番について、調査報告のとおり回答することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、全会一致により、調査報告のとおり回答することと、決定いたします。  次に、議案第5号「令和4年度 第2次農用地利用集積計画の決定について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。
各 委 員	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局長	議案第5号 「令和4年度第2次農用地利用集積計画の決定について」 ご説明いたします。 議案書の15ページをお願いいたします。 本件は、令和4年4月12日付けで、市川市長より令和4年度第2次農用地利用集積計画（案）が、2件提出されましたので、農業経営基盤強化促進

<p>議 長</p>	<p>法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議席7番の委員</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議席7番の委員</p>	<p>はい、議席7番の委員。</p> <p>議案第5号「令和4年度第2次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和4年4月27日に、第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、2件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>初めに1番について、借り手の方は大野町在住の方です</p> <p>大野町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、大町の「市川市立大町小学校」の南側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1,058平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第2次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして2番について、借り手の方は堀之内在住の方です。</p> <p>堀之内在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、堀之内で「市川市立中国分小学校」の北東側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p>

	<p>面積は、513平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第2次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>なし。</p>
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「令和4年度 第2次農用地利用集積計画の決定について」、1番及び2番について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は、全会一致により、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は、終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、15件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>

議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第1号</p> <p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局次長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案の17ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和4年4月7日から4月27日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、6件、10筆、2,320.00平方メートル、第5条の届出は、9件、9筆、4,881.20平方メートルで、第4条と第5条の合計は、15件、19筆、転用面積は7,201.20平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては、18ページから20ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第2号</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告いたします。</p> <p>議案の21ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されたものです。</p>

	<p>土地は原木で、地目は畑、面積は323平方メートルであり、令和4年3月30日に合意解約がなされ、令和4年4月5日付けで農業委員会に通知書が提出されました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、3件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第3号</p> <p>「地目変更登記に係る回答について」、報告いたします。</p> <p>議案の23ページから25ページをお願いいたします。</p> <p>(1)については、令和4年4月1日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は東菅野、面積は203平方メートル外1筆、合計面積は439平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておりません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和4年4月8日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p> <p>(2)については、令和4年4月12日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p>

<p>議 長</p>	<p>土地の所在は高谷、面積は439平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る申請状況は、令和3年7月16日に農地法第5条に基づき「専用住宅」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和4年4月25日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「住宅及び駐車場」と記載した上で回答しました。</p> <p>(3)については、令和4年4月13日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は高谷、面積は196平方メートル外1筆、合計面積は258平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和4年4月25日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
------------	---

事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第4号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の27ページ、28ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和4年4月15日から4月26日までに申請のあった4件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和4年度第2回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>



以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。